八　漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第三号又は第四号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）
九　都道府県農業会議
十　森林組合
十一　森林組合連合会
十二　都道府県中小企業団体中央会
十三　商工会議所
十四　商工会
十五　商店街振興組合連合会

第二十七条の十二の三第二項中「、商店街振興組合、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合」を「及び商店街振興組合」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項の表第八十条第一項の項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項の表第二十三条第一項の項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を削る。

第二十七条の十二の四第八項第一号中「最も古い事業年度等に」を「最も古い事業年度等（ロに掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた日を含む事業年度。ロを除き、以下この項において同じ。）に」に改め、同号ロ中「適用年度」を「最も古い事業年度等以後の事業年度」に改め、同条第九項中「同条第二項第五号」を「同条第二項第六号」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十二の四第二項第六号」を「第四十二条の十二の四第二項第七号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に改め、同条第十二項中「第四十二条の十二の四第二項第六号」を「第四十二条の十二の四第二項第七号」に改め、同条第十三項及び第十四項中「第四十二条の十二の四第二項第七号」を「第四十二条の十二の四第二項第八号」に改める。

第二十七条の十三第二項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「第四十二条の四第十七項（法第四十二条の四の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第四十二条の四第十項」に、「第四十二条の十第十一項」を「第四十二条の十第十一項」に改め、「第四十二条の十二第六項」の下に「、第四十二条の十二の二第十項」を加え、「第四十二条の十二の二第七項、」を削り、「にかかわらず」を「並びに平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第十項の規定にかかわらず」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節の規定」とあるのは「前節の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定及び同項各号に掲げる規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節の規定」とあるのは「前節の規定並びに租税特別措置法第四十二条の十三第一項の規定及び同項各号に掲げる規定」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第四十二条の十三第一項第十五号に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第四十二条の十第三項の規定とし、法第四十二条の十三第一項第十五号に規定する政令で定める金額は、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。

2　法第四十二条の十三第二項に規定する政令で定める規定は、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第三項の規定とする。

3　法第四十二条の十三第三項に規定する政令で定める金額は、平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものとする。

第二十八条第一項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第二項中「及び第四項において同じ。）」を「において同じ。）」に改め、同条第三項中「海洋運輸業」を「、海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）」に、「もので」を「もので、」に改め、同条第四項中「事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものは、鋼船（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が三千トン以上のものに限る。）のうち海洋運輸業の用に供されるものとし、同欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして」を削る。

第二十八条の四第二項中「機械及び装置で」を削り、「一台又は一基」の下に「（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）」を加え、「の機械及び装置」を「のもの」に改める。

第二十八条の五及び第二十八条の六を次のように改める。

（共同利用施設の特別償却）

第二十八条の五　法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が百万円以上のものとする。

第二十八条の六　削除

第二十八条の七の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第二十八条の八第一項中「同法」を「電気通信基盤充実臨時措置法」に改め、同条第二項第二号イ中「東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域」に、「東京圏以外」を「首都直下地震緊急対策区域以外」に改め、同号ロ中「東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域」に改める。

第二十八条の九第一項第一号中「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間（これらの」を「過疎地域自立促進特別措置法第二条第二項の規定による公示の日（第四項第三号に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合にあつては、平成二十二年四月一日）から平成二十九年三月三十一日までの期間（当該」に、「に同号」を「に同表の第一号」に改め、「又は振興山村」を削り、「それぞれこれらの」を「当該」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三項中「のイ」を削り、同条第四項中「の各号に掲げる地区の区分に応じ当該各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　製造の事業

二　旅館業法第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）

三　商品又は役務に関する情報の提供その他の業務に係るものとして財務省令で定める事業